

漁業法第131条第1項の規定による停泊命令等に係る処分基準

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第131条第1項の規定に基づく停泊を命じ、又は漁具等の使用の禁止若しくは陸揚げを命ずる処分に関する処分基準については、法の定めによるほか、以下のとおりとする。

第1 停泊処分について

漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者（以下「漁業者等」という。）が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）をした場合には、知事は、次の1から4までに定めるところに従い、停泊を命ずるものとする。

1 適用の範囲

知事が停泊を命ずる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 知事許可漁業、禁止漁業（法第119条第1項の規定により禁止されている漁業をいう。）及び広域漁業調整委員会指示漁業を営む者又はこれらの従事者が法令等違反行為（ただし、広域漁業調整委員会指示漁業については、法第30条に基づく知事への報告義務違反に限る。）をした場合
- (2) 知事が設定した漁業権を有する者若しくはこの従事者、又は当該漁業権に基づく組合員行使権により区画漁業若しくは共同漁業を営む者若しくはこれらの従事者が船舶を使用して法令等違反行為をした場合であって、これらの者に対して停泊処分を命ずることが秩序維持に有効な場合

2 「使用する船舶」

漁業者等が、当該法令等違反行為に使用した船舶（当該船舶の代船を含む。）その他の当該処分を命ずることが適当と認められる当該漁業者等が使用する船舶とする。

3 「停泊港」

停泊処分の履行の確認が可能な港であって、当該処分の期間中、当該漁

業者等が当該処分の対象船舶を管理することができる港とする。

4 「停泊期間」

(1) 処分の実施時期

停泊処分は、当該法令等違反行為の事実の確認及び手続期間終了後速やかに行うものとし、当該法令等違反行為に係る漁業種類における法令上の操業禁止期間その他一般的に休漁期間とみなされる期間以外の時期に実施するものとする。

ただし、当該漁業者等に対して、停泊処分の開始日を延期する特段の必要があると認められる場合には、必要最小限の範囲で開始日を延期するものとする。

(2) 処分の日数

停泊処分の日数は、次のアに定める日数に、イ及びウに定める加算日数を加えた日数とする。ただし、漁業に関する法令の規定（罰則に係るものに限る。）に違反する行為に対する停泊処分の日数は、200日以内の日数とする。

ア 基礎となる処分の日数

基礎となる処分の日数は、次の（ア）又は（イ）に定めるところにより算出するものとする。

（ア）当該法令等違反行為が1の場合には、90日以内の日数とし、当該法令等違反行為が1の場合であって2以上の法令等違反行為に該当する場合又は当該法令等違反行為が2以上の場合であってこれらの行為の間に目的、手段等の密接な関連性がある場合には、最も重い法令等違反行為の日数とする。

（イ）2以上の法令等違反行為をした場合（（ア）に規定する場合を除く。）には、当該法令等違反行為の中で最も重い日数に、これ以外の法令等違反行為に係る処分日数を合計した日数の2分の1に相当する日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）を加えた日数とする。

イ 累次の違反に係る加算日数

当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に、同種の漁業種類

について法令等違反行為に係る知事の処分を受けていた場合には、アの規定により算出される日数の2分の1に相当する日数に、当該期間における処分（次の（ア）及び（イ）に定めるものをいう。）の回数に乗じて得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（ア）同種の漁業種類について同一の漁業者等に対して行った処分（当該法令等違反行為に係る船舶（当該船舶の代船を含む。）の滅失、譲渡その他の理由により事実上処分を行うことができなかったものを含む。）

（イ）経営の実態が同等と認められる漁業者等に対して行った処分

ウ 悪質な行為等に係る加算日数

当該法令等違反行為において次の（ア）から（キ）までのいずれかの行為を伴う場合又は当該法令等違反行為をした漁業者等が次の（ク）から（サ）までのいずれかに該当する場合には、150日以内の日数とする。ただし、過去の法令等違反行為に係る知事の処分に対して履行しなかった日数がある場合には、当該日数をさらに加算するものとする。

（ア）許可番号、船名、標識等の全部又は一部の偽称、偽装又は抹消

（イ）停船命令無視又は逃走（法第193条第6号に該当する場合を除く。）

（ウ）操業区域の甚だしい逸脱

（エ）法令等違反行為に使用した漁具等の投棄

（オ）漁業監督公務員に対する妨害、脅迫その他の危険行為

（カ）ロープを流し、若しくは蛇行しながらの航走又は取締船への投光器の照射、急接近若しくは接触その他の取締船に対する妨害

（キ）衛星船位測定送信機又はその配線等の損壊又は無断改造

（ク）当該法令等違反行為をした日から過去1年以内に法令等違反行為に係る知事の処分を受けていた場合

（ケ）当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に罰則規定がある法令等違反行為により知事の処分を少なくとも2回受けていた場合

(コ) 当該法令等違反行為が従前の法令等違反行為に係る知事の処分に違反したものである場合

(サ) その他悪質と認められる行為を行った場合

第2 漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分について

漁業者等が、法令等違反行為のうち、次に掲げる場合には、知事は、使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物（以下「漁具等」という。）について、次の1から4までに定めるところに従い、使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずるものとする。

① 無許可操業（法第57条第1項の規定に違反して知事許可漁業を営むことをいう。以下同じ。）又は使用が禁止されている漁具等を使用し、かつ、当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に同様の法令等違反行為により知事の処分を受けていた場合

② 知事が設定した漁業権を有する者若しくはこの従事者、又は当該漁業権に基づく組合員行使権により区画漁業若しくは共同漁業を営む者若しくはこれらの従事者が法令等違反行為（以下「漁業権の法令等違反行為」という。）をした場合であって、これらの者に対して漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずることが秩序維持に有効な場合

1 処分の対象となる漁具等

現に当該法令等違反行為に使用した漁具等だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものも含むものとする。

2 陸揚げを行う場所

陸揚げ処分の履行の確認が可能な場所であって、当該処分の期間中、当該処分を受けた者が当該処分の対象の漁具等を管理することができる場所とする。

3 処分の実施時期

無許可操業をしたこと又は禁止漁具等を使用したことによる漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分にあつては、第1の4(1)に規定する停泊を命じた時期以外の時期とする。

4 処分の実施期間

無許可操業をしたこと又は禁止されている漁具等を使用したことによる漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分にあつては1年以内の期間とし、漁業権の法令等違反行為に係る漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分にあつては第1の4(2)の規定を準用した期間とする。

第3 情状が認められる場合又は軽微なものと認められる場合の対応

当該法令等違反行為が不可抗力によるものであること等情状が認められる場合又は軽微なものと認められる場合には、知事は、当該処分を減輕し、又は当該処分をせず警告に留めることができる。

また、法第58条において準用する法第54条第1項の規定に基づき適格性を喪失した者の許可を取り消した場合であつて、かつ、この処分基準に係る処分の必要性が認められない場合には、知事は、当該処分を行わないことができる。

附 則

- 1 この処分基準は、令和6年8月6日から施行する。
- 2 この処分基準の施行前にした法令等違反行為については、なお従前の例による。